

『狩猟免許』取得のためのパンフレット

くまもとで ハンター 始めませんか!



熊本県

01

狩猟について

あなたは、“狩猟”という言葉にどのようなイメージをお持ちでしょうか。

狩猟を行う目的は主として、①趣味としての活動、②自然資源の持続的利用、③農林水産業被害の予防、④日本の在来種の保護とされています。

“狩猟者”と聞くととても遠い存在に感じられるかもしれません。しかし、熊本県内では5千人が狩猟免許を所持していますが、日ごろは農林業を営んでいたり、会社で働いていたりと意外に身近なところにいる方が捕獲活動を行っています。

狩猟を行うには、法律に基づく国家資格である“狩猟免許”が必要ですが、近年は農林水産業被害の対策のために免許を取得する方も多くなっています。そのわけは、本県の野生鳥獣による農作物への被害は、全国的にも高い水準にあり、林業の被害も発生し、危惧されているためです。



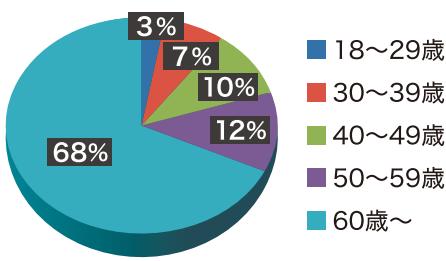


また、初めは農林業被害防止のために狩猟免許を取得したけれども、捕獲活動を行ううちに狩猟にも興味を持ち、趣味とされている方もいます。

狩猟免許取得者を年齢別にみると、最近は20~30代の方々が徐々に増えつつありますが、全体としては60代以上が約70%となっています。将来に向けて被害対策等の捕獲を継続的に行っていくためには、狩猟者は幅広い年齢層で構成されることが望まれます。

パンフレットを手に取られたあなたも、狩猟免許試験にチャレンジし、野生鳥獣に対する理解と「命をいただく」ことへの感謝の気持ちを持ち、ハンター（狩猟）を始めてみませんか。

■狩猟免許取得者の年齢構成(令和元年度末時点)



■高校生対象の狩猟担い手育成研修風景



02

狩猟の概要

狩猟とは「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」で定められた猟法で、狩猟免許取得者が狩猟者登録し、狩猟期間に狩猟鳥獣を捕獲することを言います。

環境省 狩猟制度の概要

検索

免許の種類	使用できる猟具	対象鳥獣
網 獵	むそう網、はり網、つき網、なげ網	主に鳥類
わな獵	くくりわな、はこわな、はこおとし、囮いわな	主に獣類 (イノシシ・ニホンジカ等)
第一種銃獵	散弾銃、ライフル銃、空気銃(圧縮ガス銃を含む)	鳥類、獣類
第二種銃獵	空気銃(圧縮ガス銃を含む)	主に鳥類

狩猟鳥獣（鳥類：28種、獣類：20種）

鳥 類

- カワウ ●カルガモ ●キジバト ●ヒヨドリ
- ムクドリ ●ハシブトガラス等

獣 類

- アナグマ ●アライグマ ●イノシシ
- ニホンジカ ●タイワンリス等

※狩猟鳥獣であっても、地域や期間を定めて捕獲等が禁止されている種類もあります。狩猟しようとする場所の都道府県の情報を御確認ください。

狩猟期間（熊本県内）：11月15日～2月15日まで

※イノシシ、ニホンジカに限り11月1日～3月15日まで

03

狩猟までの流れ

① 免許取得

狩猟を行うには免許を取得する必要があります。

〈免許詳細はP5参照〉

② 猟具の所持

● 網・わな

購入(製作)

※獵具の所持に関する手続きは不要

● 銃

①銃刀法に基づく所持許可申請手続き
※講習会の受講や考查に合格する必要がある。

（【問合せ先】
住所地を管轄する警察署生活安全課
銃砲行政担当係）

②獵銃譲受(銃砲店)

③獵銃確認(警察署)

③ 狩猟者登録

狩猟を行いたい場所を管轄する都道府県で
狩猟免状に応じた狩猟者登録を行います。

※条件を満たす者のみ申請が可能で、登録手数料や
狩猟税が必要になります。登録手続後、狩猟者登
録証、記章、ハンターマップ(保護区等位置図)が
交付されます。

④ 狩 猎

当該年度の狩猟期間中に狩猟を行うことができます。狩猟では、卵の採取とひなの捕獲は認められていません。また、鳥獣保護区や公道、社寺境内・墓地などでは狩猟が禁止されています。

04

狩猟免許試験

1

受験資格

熊本県内に住所を有する方（欠格事由（麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者など）に該当する方を除く）

2

受験に必要な書類

- ①申請書
- ②熊本県収入証紙……5,200円（新規の場合）
- ③写 真……………1枚（6ヶ月以内に撮影、縦3cm×横2.4cm）
- ④返信用封筒……………1通
※84円切手貼付、住所、氏名を記載したもの
- ⑤医師の診断書……………1部
※指定医や専門医の規定なし。銃の所持許可証の写しでも可。

◇申請書は免許の種類毎に作成となります。なお、熊本県収入証紙は1申請に必要な額です。

3

試験内容等

- ①知識試験（計30問、制限時間90分、正答率70%以上で合格）
- ②適性試験（視力、聴力、運動能力が規定の基準以上で合格）
- ③技能試験（鳥獣の判別、猟具の取扱、目測（銃のみ）を実施し、減点30点で失格）

団体による事前講習会の実施

トピック

受講は任意ですが、有料で試験前に狩猟に必要な知識や猟具の取扱等を学ぶことができます。

問合せ先：一般社団法人熊本県猟友会（TEL：096-365-6661）

Question

Q1

熊本県での狩猟免許試験はいつ開催されるの？

A 熊本県では例年6回(6月下旬～1月下旬まで)実施

熊本県 狩猟免許

※申込み等は住所地を所管する県地域振興局等へお問い合わせください。

◆住所地を所管する県地域振興局等◆

地域振興局等	連絡先	所管エリア
自然保護課	096-333-2275	熊本市
宇城	0964-32-0628	宇城市、宇土市、下益城郡
上益城	096-282-0142	上益城郡
菊池	0968-25-2347	菊池市、合志市、菊池郡
玉名	0968-74-2138	荒尾市、玉名市、玉名郡
鹿本	0968-44-2265	山鹿市
阿蘇	0967-22-2312	阿蘇市、阿蘇郡
八代	0965-33-3604	八代市、八代郡
芦北	0966-82-2524	水俣市、葦北郡
球磨	0966-24-4190	人吉市、球磨郡
天草	0969-22-4359	上天草市、天草市、天草郡

Question

Q2

狩猟免許は取得した熊本県内に限定されるの？

A 免許は全国で有効です。

なお、有効期限は3年(初回は約3年)ですので
免許更新が必要です。

※期間満了となる年の満了日前までに県が実施する更新講習を受講し、
適性検査に合格すると免状を更新することができます。

Question

Q3

野生鳥獣は狩猟でしか捕獲できないの？

A

▶ 狩猟のほか、捕獲許可を受け捕獲することが可能です。

捕獲許可とは…

- ・農作物や生活環境被害により野生鳥獣の有害捕獲等を行う際に受けるもので、狩猟期間外の捕獲も可能です。
- また、狩猟鳥獣以外の鳥獣の捕獲も可能です。
- ・鳥獣の種類により申請先(県、市町村)が異なります。

Question

Q4

狩猟免許取得経費への補助制度はないの？

A

▶ 条件を満たす場合に経費の補助制度を設けている市町村があります。
お住まいの市町村窓口へお問い合わせください。

Question

Q5

捕獲した野生鳥獣に報奨金(捕獲補助金)はないの？

A

▶ 許可を受けて有害鳥獣を捕獲した場合は、報奨金の支援があります。詳しい内容は、お住まいの市町村窓口へお問い合わせください。

Question

Q6

狩猟者登録の経費はいくら位かかるの？

A

▶ 1申請あたり(7,300円～18,300円)+ α

狩猟者登録手数料
1,800円



狩 猎 税 ※
5,500円～16,500円

+ α

※免許の種類などにより狩猟税は異なります。

+ α … 申請等写真代、損害賠償保険料等

熊本県環境生活部環境局自然保護課

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1(熊本県庁内) TEL:096-333-2275